

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市総合計画審議会第7回会議
2 開催日時	平成24年11月20日(火) 午後1時30分から午後4時20分まで
3 開催場所	津市庁舎8階 大会議室A
4 出席した者の氏名	<p>(津市総合計画審議会委員) 武田 保雄、須山 美智子、石見 隆浩、井上 勝司、今井 直毅、大幡 貞夫、海住 佳子、片岡 正春、川北 輝、川見 拓也、北村 早都子、木下 美佐子、小泉 忠子、服部 勝、服部 基恒、濱野 章、原田 浩伸、吉岡 泰三、吉田 壽</p> <p>(事務局) 副市長 青木 泰 政策財務部次長 松本 尚士 地域政策担当参事 南浦 康人 政策課長 山下 佳寿 政策課調整・政策担当主幹 濱田 耕二 政策課政策担当副主幹 梅本 和嗣 政策課主査 海住 愛 政策課主査 深堀 巧 政策課主査 高岡 一聖 政策課主事 山本 昌孝</p>
5 内容	1 前回の審議に係る意見について 2 津市総合計画後期基本計画(案)について (1) 豊かな文化と心を育むまちづくりについて (2) 活力のあるまちづくりについて 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	政策財務部政策課政策担当 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

政策課長

皆様、大変、お待たせをいたしました。定刻を少し過ぎておりますが、ただいまより、第7回総合計画審議会を開催させていただきたいと存じます。
開会に先立ちまして、副市長青木より、一言、ごあいさつを申し上げます。よろしく願いいたします。

青木副市長

皆さん、こんにちは。副市長の青木でございます。本日は、津市総合計画審議会第7回ということで、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。
今回につきましては、前回、ご審議いただきました事項につきまして委

員の皆様からご意見を伺っております。まず、それにつきまして、この審議会としてのご意見として、整理をお願いしたいということでございます。

また、今日は残りの項目のうち「豊かな文化と心を育むまちづくり」についてと「活力のあるまちづくりについて」を、ご審議いただきたいと思っております。

今日は本当に皆様、ありがとうございます。また、活発なご意見をお願いいたします。以上でございます。

政策課長

それでは、審議会を進めさせていただきたいと思っております。なお、委員の方々のうち、本日、井坂委員、南野委員、村田委員、長谷川委員、稲垣委員、篠木委員におかれましては、本日、やむを得ずご欠席のご報告をいただいております。それと、あと浅田委員、田部委員、中川委員、西口委員、林委員につきましては、少し遅れるとのご報告をいただいておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。

武田会長

どうも、今日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。それで、今のご報告にありましたように、委員が30名のうち、欠席の返事をいただいているのが6名ということです。5名がちょっと遅れるということで、現在、19名が参加者ということですが、過半数ということで成立をしております。ということで、ただ今から、第7回津市総合計画審議会を始めさせていただきたいと思っております。

まず、事項に基づく審議に移る前に、議事録への署名委員を指名させていただきたいと思っております。本日の会議に関する署名につきましては、名簿の順に北村委員、木下委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。あと、これは会議録ができましたら署名していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の事項書に沿いまして会議を進めていきたいと思っております。まず、事項書1に「前回の審議に係る意見について」ということでございます。前回の審議会ですが、事務局のほうから、津市総合計画後期基本計画案について概要と、それから「美しい環境と共生するまちづくり」それから、「安全で安心して暮らせるまちづくり」につきまして、審議会に対する意見が出たところです。

出た、この計画案ですけれども、その送付は、ちょうど審議の直前となって十分に計画案をお読みいただく時間がなかったということもありまして、各委員の皆さんには、計画案をお読みいただいたうえで、前回会議をいろいろやりましたけれども、それに加えて、ご意見がある場合には意見票を提出してくださいというお願いをしておりました。

意見をお出しいただきまして、それが事務局によりましてまとめたのが資料1になります。今回の会議は、まず、このご意見をご提出いただきました委員の方々に、それぞれのご意見を発表していただきまして、前回会議と今回の内容を踏まえて、当審議会としての考え方の整理を行なっていきたいと考えております。

そういうことで、発表については石見委員から五十音順でお願いしたいと思います。それでは、石見委員、発表、よろしくをお願いいたします。

石見委員

安濃町の石見です。この資料の実は19ページのところに、すでに安濃川、穴倉川の付近は非常に危険な状態というのは述べられていて、「特に穴倉川は」というふうに断って。事実、この前の台風のときに安濃川が一部増水して、今徳団地というところで、かなりの被害が床上・床下浸水し、

それから避難される方もたくさんあったわけです。

というふうにしてもらっていましたが、71ページのところで、安濃水系（安濃川・美濃屋川）というのがありますが、その中に穴倉川が入っていないんです。同じように202ページの12行目のところにも、安濃川水系（安濃川・美濃屋川）に「穴倉川」を入れてほしいということです。実は、先達の大雨では氾濫して、住民の方が非常に苦しまれたということです。

さらに、これは私の意見ですが、先達、津市のホームページの中にこの基本計画が出されました。私は、この前の資料を帰って読んで、すぐ気がついたものでFAX送りましたが、土地の方が、被災を受けられた方があのインターネット見られたときに、「なんで、穴倉川が出ておらんのや」と言ったら、思ったら、心情を想像すると非常に大きな憤りがあると思いました。これは筋で間違えとるというわけではなしに、明らかにこれは落ちたというように、私は解釈したんです。ですので、すぐ入れてもらってもよかったです。

しかも、インターネットで紹介する時の前にしてもらってもよかったですんじゃないかと思います。そのあたりの事務局の見識もいただきたいと思いますし、同時にさっそくこの会議で追加していただきたい。一つの会議を経過しないと直すことはできないということはわかりますが、これは、そういう問題ではないと思いますので、よろしく願いいたします。

武田会長

ありがとうございました。それでは、最後にまとめてということによろしいですか。

事務局

はい。

武田会長

それでは、続きまして井上委員、よろしく願いいたします。

井上委員

39ページと40ページの改正提案の件についてですが、自然とのふれあい、雲出川についての改正提案を、今回、提案させていただきます。

「津市5町を流れる一級河川、雲出川の整備について」ということで、たとえば東京へ行く道中、新幹線、あるいは車で行ってみても、たとえばリバーサイドの整備、活用は目を見張るものがあります。当市の新雲出川物語推進委員会の事業を充実、拡大させ、宮川ルネッサンスのように国交省に働きをかけ、長期にわたり毎年、次の事業を展開していただきたいというところで。

まずは雲出川の清流化でございまして、流域住民は常に川を汚さず、そして、定期的に住民行政、協働で清掃に努めると。そして、広報で取り上げていただいて、広く市民に普及徹底をします。そして、それぞれの5町の市民の充実感が得るものと確信しております。

それに併せまして、リバーサイド、護岸の整備ということで、流域町の少なくとも橋、鉄橋周辺においては、雑草地から芝生化へ転換する。そして、桜を年次計画的に植えて桜並木を増設しまして雲出川流域、名松線の活性化とともに、美杉・白山・一志になんらかのストーリーを創造して、市内外からの集客を図るものとしていただきたい。

以上でございます。

あと、一つ提案がございまして、59ページの墓地についての改正提案でございます。当市において、墓地は飽和状態に近く、近い将来造成、建設が必要となってまいります。そこで、将来必ずやってくる、樹木葬の造成を提案いたします。

代々受け継ぐ家単位の墓石ではなく、桜などの木の下に遺骨を埋める樹

木葬への関心が高まっております。少子化、非婚者の増加、先祖観や墓に対する意識の変化などを背景に、血縁にこだわることなく、親しい者同志で自然にかえりたいと願うケースが、最近、特に増加傾向にあります。

市の中心部にある、久居・美里周辺において、残る里山は人の手が入らず、荒廃の一途をたどっております。そんな中で、墓地として認可がおりた里山を樹木葬の地として利用することで、人間と共生できる里山として変えることができます。

近い将来、必ず来る樹木葬に備え、里山を公営墓地として開発されることを提案いたします。以上でございます。

武田会長

どうもありがとうございます。事務局、のちほど、これについては、いろいろご意見をお伺いしたいと思います。では、続きまして、川見委員、よろしく申し上げます。

川見委員

46ページの定住の促進というところの1項目目の支援の取り組みということで、意見を述べさせていただきます。

定住促進のために、この住みよさをアピールするということを書かれています。この住みよさというのは人によっていろいろと、感じ方が違うのではないかという話で、今年の6月に東洋経済のほうで発表された、全国の788都市を対象に行なった「住みよさランキング」というのがたとえばあります。そういうものでしたら、大きく「安心度、快適度、住居水準の充実度、便利度」ということなどの、いろいろ項目を設けて多側面から大きく分化した14個の項目で、住みよさというものを分析しているわけですね。ぜひ、この津市でも、その住みよさということをしてPRするうえで、この年はどこが一番強いのかということをしっかり明確にして、そこを押し上げていきたいというところが1点。

あともう1点、定住のために住みよさを維持するならば、幸いにも津市には三重大学に若者がいっぱいいるので、三重大生にもPRしていただきたいなと思ひまして、そのうえで三重大学というのは学生のほとんどが自転車に乗っているという特徴を持った大学です。ぜひ、この津市の、この間も魅力を知らないというところがありましたので、それも含めて、自転車のぜひ、観光ルートをつくっていただきたいというので、その学生にもいいところを見てもらって、このまま住んでいきたいなと思ひただけのような取り組みを、ぜひ、していただきたいなという。

以上、2点です。

武田会長

ありがとうございます。では、続きまして、田部委員、お願いいたします。

事務局

遅れて出席です。

武田会長

あとでまた、おみえになったときに発表していただきます。もし、間に合わないようでしたら、事務局から申し上げます。

それでは、吉岡委員申し上げます。

吉岡委員

中勢森林組合、吉岡です。4ページのほう、下二つの枠で、私の意見を述べさせていただきました。

全体についての意見をということで理解しましたので、後ろのほうに書いてありました「望まれる基礎自治体をめざして」という、タイトルそのものも、すごく大きく基本的な内容の表現も文章の中に多かったですから、前のほうの基本的なまちづくりの方向性を位置づけるようなところに、そのまま記載したほうが良いという主旨でございます。

内容的には、書く場所が変われば表現がそぐわない部分があるかと思えますので、事務局、あるいは会長、副会長のほうで、ご検討いただければありがたいと思います。

その次の「環境と共生するまちづくり」についての部分については、エネルギーの捉え方ですが、汚泥というのも公共下水とか、いろいろなところでたくさん発生しますので、そういうことについて注目して、エネルギー利用に展開していくというのは、非常に大事な視点なわけです。全体の文章表現から見て汚泥ということだけにこだわらず自然環境とか、そういうことからいくと、森林資源ということの表現に少し改めてもいいのではないかという意見でございます。

以上でございます。

武田会長

ありがとうございます。意見一覧表には、田部委員、林委員の項目がありますが、事務局の方からお二人のご意見を紹介してください。

政策課長

はい、わかりました。

まず、田部委員のほうからでございますが、99ページのほうで「安全で安心して暮らせるまちづくり」の中の、「2-3 地域福祉社会の形成 第4項 子育て、子育て支援の推進」に関してでございます。子どもに関しては、次世代育成の基本にのっとって出されていると思っています。ただ、教育の分野になりますと、就学前教育プログラムなど、具体的になったときに少し不安を感じました。

教育分野では、そういう「子育て」という概念が、まだ進んでいないのかなというふうなことだと思いますけれども、そういうことで、学校教育を低年齢化させてしまわないかというような危惧がございますということで、ご意見をいただいております。

それから、林委員でございます。本冊でいきますと、89ページになります。「安全で安心して暮らせるまちづくり」の中で、「地域福祉社会の形成 第1項 地域福祉の充実」のところでございます。丸の5つ目で「地域福祉の充実を図るためには、地域特性に応じた福祉活動が、住民の手によって自主的に行えるよう、情報の共有や活動団体への支援、支えあい体制づくりの構築など、地域における福祉活動の基盤づくりを推進していく必要がある」という、記載文面があります。

その中で、活動団体という表記について、少しわかりづらいので、その前に例示的に「地区社会福祉協議会など」という文言を入れてはどうかというご意見をいただいております。

それから、91ページでございます。「1-3 地域社会の形成 第1項 地域福祉の充実」の「(5) 地域における福祉活動の基盤づくり ②福祉活動団体への支援」の記載文面についてです。「地域特性に応じた福祉活動を、住民の手によって行う地区社会福祉協議会やボランティア団体について、津市社会福祉協議会を通じて支援をします」という記述文面に対して、「地域福祉を支える団体との連携」というところが、少し抜けているのではないかとということで、「ボランティア団体など、福祉活動団体と連携を図るとともに」ということを加筆してはいかがでしょうかという、ご提案でございます。

それから、95ページでございますが、「2-3 地域福祉社会の形成 第2項 高齢者福祉の充実」の中で、「(3) 高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実」のところ、「要介護認定については、認定調査の公正性の確保のため、認定調査員に対し、指導や研修を行います。また、認定審査会委員に対しては、研修をはじめ意見交換や情報交換の強化にも取り組みます」というくだりの文面でございます。

こちらにつきましても「認定については、津市社会福祉協議会に委託し、認定調査の」という、公平性ということで、「社会福祉協議会に委託して認定調査」という文面を加筆してはどうかというふうな内容のご提案をいただいております。

以上でございます。

武田会長

どうも、委員の皆様、発表、ありがとうございました。

それでは、この発表に関しまして、ご意見とかご質問をいただきたいと思いますが。まず、石見委員からご指摘がありました件ですけど、これは事務局の方へですか。

石見委員

事務局の回答を求めたいです。

武田会長

はい。抜けていますね。

石見委員

これはね、完全に抜けていると思います。意図的ではないと思いますが。というのは、8月に大きな災害があって、実はたまたま同じ地区でしたが、その対応に対して、行政だとか、そのほかの対応が非常に遅れたというので、地域の方が非常に大きな憤りを感じてみえます。実はその数年前に、やっぱり大きな水害があったんです。それ以降、県のほうは何もしてくれなかったというのを、市長を通じて県のほうに申し込みが出ていたというので、その方々は、非常に今度の災害で大きな憤りを感じて見えるので、なんらかの形で、市当局の対応を、きちっとしてほしいと思います。

武田会長

事務局、いかがですか。これは最初の出だしのところは入ってて、今の箇所は入ってないので。

石見委員

そうなんですよ。その穴倉川の災害の大きさも十分認識してみえるので、書いた方が穴倉川と示すと安濃川水系とほかの水系の表現と違ってみえるのかもわかりません。だけど、それはちょっと都合が悪いと思います。

しかも、さらに言いますと、先ほど言いましたようにインターネットの一般に公表されるのに入らないままで公表されたんです。それを読まれたら、新たな憤りを感じられるのは当然だと思います。

武田会長

ということで、何か今、回答できますでしょうか。

政策課長

いろいろと、災害の対応の件で、ご迷惑をおかけしておるということで、申し訳ございません。

今、いただきましたご意見でございますが、安濃川水系の中には、当然、穴倉川というのも入っていますので設置する方向で考える方向で取り扱いのほう、改めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

武田会長

どうぞ。

石見委員

よろしいですか。たしかに、穴倉川も入っておることはおっしゃるとおりで、その認識ではなしに、その前に数年前に事故があった。災害があった。さらに、今回も大きな災害があって、8月か9月にあって、さらにそのあとで流れたということがあるので、穴倉川への対する認識が、安濃川の水域の一つやということだけでは、済まされない。大きな憤りを持っていますので。

武田会長

それで対処するように事務局もされると思います。ご意見をいただきま

して、どうもありがとうございました。

それ以外のところで、何かご意見とかご質問等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

服部（勝）
委員

前回、大変大きな水害警戒水位が越えたという、市からの通知がありましたよね、メールでも。そのおりに穴倉川は、警戒水位を越えたが入っていないかったですね。

穴倉川は、一つの一貫として、市としてはたぶんもう見られてと思いますが、穴倉川の今回の事故というのは、その水位を越えてですか？

石見委員

もう完全に水が入ってですね。先ほど言いましたように戸数ははっきり覚えないですけども、たぶん12戸床上浸水で、9戸が床下浸水でということを知りました。ちょっと数字は間違っているかわかりませんよ。かなりのところが床上浸水と床下浸水があったんです。

おっしゃるように、その前のときに警戒が、避難命令もかなり遅かったというように聞いていますし、それから、警戒水位を出したか出なかった、越えたとか越えなかったとかいうふうな情報もあったかどうか、それは私は確かではないけど。現に水があふれているわけですので。だから、地域の人たちは、非常に大きな憤りを感じている。

その何年か前、6年から8年前に、やっぱり同じように水害があっているんです。そのようなこともあるので大変な憤りだと思います。

服部（勝）
委員

市のほうの情報で、そのおりに、安濃川の警戒水位、避難命令というか、気をつけなさいと。穴倉川というのは入っていないかったですね。私は入っていないかと思っています。まあ、その一部として……。

武田会長

それは、一部として見られなかったのか。

服部（勝）
委員

それは、石見さんのいわれる、穴倉川も警戒水位を越えておるということ自体は、すでに言わないとね。「たぶん、自分のところは大丈夫かな」と思うということもあると思います。

武田会長

ここで細かい内容の話をやっているのと、ペースがもとにいくことがない。きちんと調べてもらって、できるだけ早く対応するように、事務局にお願いしますので、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

吉田委員

前回、ちょっと私、ほかの会議があつて欠席させていただきましたので、市には要望したわけですが、87ページでございます。救急医療のところ、成人等を対象とした休日夜間応急診療所の機能充実ということが載っておるんですけども。前回の前期の計画では、この施設をつくるという、24年度までに救命救急の施設をつくるという文書が入っていました。

これは機能の充実というような、あやふやなとか。まあ機能充実というのはハードの面か、ソフトの面が入っているのかもしれませんが、施設というのはハードでございまして、ハードが喪失してなくなっているというような感じも受けます。「救急初期施設と機能の充実」というような言葉に変えていただきたいと思います。

武田会長

ありがとうございました。では、この件、どうか積み入れをよろしくお願いいたします。

吉田委員	<p>この間、市長にも機会がありましたので、その点を言うておきましたら、「ここは施設を入れてもらっても構いません」という話だったので、ぜひ、入れていただきたいと思います。</p> <p>それで、87ページのほうの在宅医療のところでございますけれども、これには「保健医療福祉の連携を深めながら」という言葉で表現されていますが、まずシステムをつくらないと、連携というのは難しいので、市が中心になってそういう組織をですね。</p> <p>それから、93ページの認知症というのがあるんですけど、これも「医療と介護の連携強化」とか、地域とその家族とかを通じて、こういうような言葉でなっておるんですが、なかなか組織をつくらないと連携というのは難しいです。連携組織を各看護協会ほか、あるいは医師会とか、歯科とか、地域のケアマネとか、包括支援センターとか、そういう組織をつくって連携していかないと、認知症、こういう文章では『絵に描いた餅』という感じがするものですから、「システムをつくる」という言葉を入れていただきたい。</p>
武田会長	<p>ありがとうございました。事務局のほう、いかがですか。そういう形で、意見が含まれるような形で。</p>
政策課長	<p>総合計画審議会委員の皆様方からいただきましたご意見につきましては、重く受け止めてございますので、そのような方向で基本的な整理をしていくという形で、基本的な考えを私ども持っております。</p> <p>ただ、どうしてもできないとか、あまり細かい話になると、ちょっと取り組みができないという部分もあろうかと思いますが、そのような形で考えております。</p>
武田会長	<p>ここで出ましたご意見を踏まえて、またよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>ほか、よろしいでしょうか。よろしければ、これで、前回に行いました「安全で安心して暮らせる」に移りたいと思ひます。「美しい環境と共生するまちづくり」に関しましては、一応、ここで審議を終了させていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、事項書に従ひまして、総合計画案の次の第3番目の事項に入っていくと思ひています。今日は、「豊かな文化と心を育むまちづくり」と「活性のあるまちづくり」という、二つについて審議したいと思ひます。</p> <p>まず、「豊かな文化と心を育むまちづくり」ということで、これは「3-1 生きる力を育む教育の推進」から、「3-5 人権尊重社会の形成」という5つの部分がありまして構成されていますので、それぞれ一つの単位ごとに、事務局のほうから説明をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>これが終了しましたら休憩をとりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、まず「豊かな文化と心を育むまちづくり」ということで、事務局のほうから説明をよろしくお願ひいたします。</p>
事務局（深堀）	<p>失礼いたします。目標別計画の3番目「豊かな文化と心を育むまちづくり」、これにつきまして説明をさせていただきます。</p> <p>まず、本冊のほうの28ページ、施策体系図をご覧いただきたいと思ひます。28ページに施策体系図がございます。こちらの3番目のところに「豊かな文化と心を育むまちづくり」がございます。こちらは「3-1 生きる力を育む教育の推進」「3-2 高等教育機関との連携・充実」「3-3 生涯学習スポーツ社会の実現」「3-4 文化の振興」「3-5 人権尊重社会の形成」で、構成をしております。</p>

説明につきましては、この構成ごとに全体の構成、新たに施策として掲げた内容や重点施策、また委員の皆様からいただいたご意見をどのように計画に反映したのか、こういったことを中心に、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この施策の柱の中には、教育委員会が所管する部分がございます。該当する部分の具体的な施策につきましては、教育委員会が別途作成予定の個別計画「教育振興ビジョン」といいますが、そちらに記載されることとなりますが、総合計画におきましては、大きな施策の方向性について記述するようにしております。

さっそくですが、それら「3-1 生きる力を育む教育の推進」からご説明をさせていただきたいと思っております。失礼ですが、109ページ、110ページをご覧ください。

109ページ、「3-1 生きる力を育む教育の推進」、こちらが「第1項 幼児教育」、そして「第2項 学校教育」、二つの項目に分かれております。

まず「第1項 幼児教育」につきましては、109ページの施策の体系に記載されているとおり、就学前教育の充実、教育環境の整備、家庭教育支援の充実の3つの施策内容に分かれております。

基本的な考え方といたしましては、幼児期におきましては人間形成の基礎が培われる重要な時期でございます。好奇心や探究心、豊かな感性、道徳性の芽生えなどをうまく伸ばして、それを小学校教育へとつなげていかなければなりません。このことから、小学校教育とのスムーズな接続を行うための就学前教育の充実を施策の内容として挙げております。

また、保護者が、それぞれの生活スタイルに合わせて選択でき、質の高い保育、教育というものを総合的に提供することが求められており、本市に応じた仕組みをつくっていく必要があることから、教育環境の津市独自の子ども園の設置。この施策の内容に挙げております。これは110ページの下のほう「(2) 教育環境の整備」の「①津市独自の子ども園の設置」、こちらにほうに挙げております。

さらに、審議会の分科会の中で、家庭教育の強化の必要性がご議論されておりましたので、子育て中の保護者の不安の解消や、家庭教育力の向上を目指すため、家庭教育支援の充実の施策を内容として挙げ、その中で整理をさせていただきました。これは、111ページの(3)のところになります。

この幼児教育の項目では、津市独自の子ども園の設置を重点施策として位置づけさせていただきました。

続きまして、「第2項 学校教育」になります。計画案の112ページからをご覧ください。第2項の学校教育につきましては、113ページのところに施策の体系でございますが、ここに記載のとおり、信頼される学校づくりの推進、教育内容の充実、教育環境の整備、この3つの施策内容に分かれております。

学校教育の基本的な考え方としては、子どもの成長を社会全体で支えていくという視点を重視し、地域の特性を生かした特色のある学校づくりを行うとともに、確かな学力の向上のため、子どもの状況に応じて学ぶ意欲を持てる教育内容や教育環境づくりを進めることが必要となっております。

審議会におかれましても、「地域と学校の交流を促進して、互いの連携と協力により、強い絆を築き、地域で子どもを育てる環境整備が必要」とのご意見をいただき、また、市政インタビューにおいても「子どもたちが地域活動に参画しやすい環境づくりをしてほしい」とのご意見をいただいておりますことから、施策の内容としましては、まず、地域とともに活動し、保護者や地域住民の方々が教育活動や学校運営に参画できる取り組みを通

じた、信頼される学校づくりを推進すること。これを一つの項目として、整理をさせていただきました。これが、113ページ(1)のところになります。

そして、前期期間中ではございますが、各校で、特色ある学校づくりとして行われてきたモデル的な取り組みがいくつかございますので、その成果を学校間で共有し、さらに広げていくとともに教育研修の充実や小中一貫教育の推進などにより、確かな学力の向上を図るということにいたしました。

また、社会的にも問題となっている、学校でのいじめにつきましても、きめ細やかに対応できるようにスタッフを配置するとともに、子ども自身がお互いの存在を尊重し合う人間関係づくりができるよう、人権教育を推進することや、特別支援教育及び外国人児童生徒の教育を充実し、子どもの状態に応じ、適切な学習ができるよう、支援を行うこととしています。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育の推進も新たに項目として追加いたします。こちらは、114ページの⑥になります。

教育環境の整備につきましては、通学路の安全確保や老朽化した学校施設の大規模改修、プレハブ校舎解消に向けた取り組みなど、安全で快適な学校環境の整備を進めることとしております。こちらは、(3)の①のところでございます。

この項目、学校教育の項目では、教育環境の整備を重点施策として位置づけさせていただきました。

以上で、「3-1 生きる力を育む教育の推進」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

武田会長

ありがとうございます。それでは、「3-1 生きる力を育む教育の推進」の説明がありましたが、ご意見、あるいはご質問等、お出しいただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。こういう形で進めていただいて、もし、ないようでしたら、続けていきたいと思いますが、よろしいですか。

はい。

吉田委員

113ページの一番下の「いじめや不登校」というところですが、
「きめ細かい対応ができるよう、必要なスタッフを効果的に配置します」と書いてございます。

私は橋北中学校の校医をしているんですけど、いじめとか不登校の子どもさんは、非常に多いですね、今。それで学校へ来ない子、それから学校へ来ても保健室でちょっと時間をつぶして帰っていくとか。そういう子どもさんが結構多いので、「必要なスタッフを効果的に配置します」と書いてくださっていますけど、重点的に力を入れないといけないかなと私は思いますけれども、いかがでしょう。

武田会長

はい、どうぞ。

事務局

ご意見、ありがとうございます。このいじめや不登校の問題につきましては、やはり最近、非常に数が多いということで、今後、やはり対応していかなければならない問題だということ、教育側としても認識しているということでございます。

これにつきまして、「スタッフを効果的に配置します」ということなんですけど、これはまだわからないんですが、来年以降、段階的ではあると思いますが、青少年センターとの連携を強化しまして、なるべくこういった、いじめや不登校に対応できる人材の確保というものを行なっていくという

ことを聞いております。これについては、ある程度の何か取り組みができるのではないかと考えております。
以上でございます。

武田会長 よろしいですか。

吉田委員 これは「効果的に取り組みます」とか、何か積極的な言葉がいいと思うんですが。

武田会長 どうぞ。

事務局 そうですね。取り組みもあるようですので、そのような表現に変えるように、検討いたしたいと思えます。

武田会長 ありがとうございます。
ほかよろしいでしょうか。
それでしたら、次の項目のほうへ移りたいと思えます。では、事務局のほう、説明よろしく願いいたします。

事務局（深堀） それでは続きまして、「3-2 高等教育機関との連携・充実」でございます。こちら、本冊のほうの116ページになります。
「高等教育機関との連携・充実」につきましては、「第1項 高等教育機関」の項目、これ一つでございます。この高等教育機関につきましては、116ページの施策の体系に記載のとおり、高等教育機関との連携、三重短期大学の充実、この二つの施策内容に分かれております。
高等教育機関との連携については、審議会のほうで、「高等教育機関と地域の小中学校などのニーズがわかるように情報を共有する」ということや、「連携サポートを強化する必要がある」というご意見をいただいておりますことから、組織的な連携を進めていくための仕組みづくりや、市の産業振興センターや三重大学社会連携研究センター等の地域連携窓口が、相互に協力し合いながら、産官学の連携を推進するものとして整理をさせていただきました。
また、(2) 三重短期大学の充実につきましては、一般市民向けの講座の充実や施策、政策立案のためのシンクタンク機能の充実に向けた取り組みも求められていることから、社会的なニーズの変化に対応した教育環境の充実や出前講座や政策研修などの充実を通じた、地域貢献の推進をより一層進めていくということにさせていただきました。
さらに、三重短期大学の大きな役割の一つである、地域社会を担う人材の育成、これを推進するために、卒業後に地域で就職をして活躍していただけるような、いわゆる出口管理。これを強化する内容、これ追加をさせていただきました。
以上で、「3-2 高等教育機関との連携・充実」の説明を終わらせていただきます。

武田会長 ありがとうございます。今の「3-2 高等教育機関との連携・充実」をご説明いただきましたけれども、何かご意見、ご質問等、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

川北委員 ありがとうございます。
3-1から続いて3-2につながっているの、先ほど質問しなかったのですが。地域で一体となって支援していくというか、支えていくという取り組みは、すごくいいと思えます。素晴らしいと思えます。

それで最近、いろいろこれから話をするのは、小中高大と、キャリア教育の一貫性がないということです。結局、管轄が違いますので、中学校のキャリア教育と高校からのキャリア教育は、県が担当になってしまいますので、そのキャリア教育に一貫性がないために、大学とかを卒業しても、なかなか働けないという状態が続いております。そういった部分を、うまく連携して補っていただければと思っております。

武田会長

ありがとうございます。ほかご意見、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。私としましても三重大学にいますので、社会連携研究センターとの連携というのを、お互いにしていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次のほうへ移りたいと思います。「3-3 生涯学習スポーツ社会の実現」ということで、事務局から説明よろしく願いいたします。

事務局（深堀）

失礼いたします。次に、「3-3 生涯学習スポーツ社会の実現」について、説明させていただきます。

生涯学習スポーツ社会の実現につきましては、118ページからになりますが、「第1項 生涯学習の推進」「第2項 スポーツの振興」「第3項 青少年の健全育成」、3つの項目がございます。

まず、「第1項 生涯学習の推進」からでございますが、生涯学習の推進につきましては、118ページの施策の体系に記載のとおり、学習環境の充実、地域の人材育成、学習施設の整備・充実、地域における人権教育の推進、図書館・情報拠点機能の充実、この5つの施策内容に分かれております。

前期基本計画における取り組みの課題といたしまして、地域の学習要求の反映や人材の育成につながる講座の充実が必要であり、特に履修者が中心となって、市民の主体的な企画・運営事業を展開し、学び合い、教えあうなかで、地域を考える創意ある活動の推進が重要となっていました。

このことから、後期基本計画におきましては、学習環境の充実の項目に、これは(1)になりますけれども、地域社会の課題に対応し、活力あるコミュニティの構成に資するような講座を開催する。これとともに新中央公民館、これはセンターパレスのほうに移転します、新中央公民館を新たな人づくりやまちづくりの拠点とするなど、公民館事業の充実について、記載をさせていただきました。

また、地域の人材育成としまして、生涯学習に関する専門的な知識を持った指導者の育成、また活躍ができる機会の提供を行うことを挙げております。

また、学習施設に関しましては、市政インタビューにおきまして、公民館等の利便性の向上や学校施設の活用に関するご意見もいただいておりますので、利用方法や運営方法を含め、さまざまな施設を効果的に活用できるよう、学習施設の整備・充実の項目に挙げさせていただきました。

その他、地域における人権教育を継続的に推進するほか、図書館については、前期の課題である、地域の情報拠点機能としての情報提供の充実や地域のボランティアとの連携の強化を挙げさせていただきました。

この生涯学習の推進の項目では、新中央公民館の展開、これを重点施策として位置づけさせていただきました。

続きまして、「第2項 スポーツの振興」でございます。計画案の120ページをご覧ください。「第2項 スポーツの推進」につきましては、施策体系に記載のとおり、仮称津市産業・スポーツセンターの整備、仮称津市産業・スポーツセンターの経営、競技力の向上、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実、スポーツ施設の管理・整備、この5つの施策内容に

分かれてございます。

これまでは、老朽化したスポーツ施設が多く存在するとともに、大規模な大会に対応できる施設がないという状態にありましたが、前期基本計画中に屋内総合スポーツ施設であります、仮称津市産業・スポーツセンターの整備が進められてきたことから、平成28年の供用開始に向けた取り組みを推進するとともに、供用開始では、ただ利用を待っているというのではなく、こちらからスポーツ施設機能と、あと産業展示機能、これを併せ持つ特徴を積極的にPRし、大規模な大会の誘致に向けた、いわゆる営業活動を行うなど、多くの方に利用していただき、広くスポーツ及び地域産業の求心力となるような施設経営を行うべく、項目を整理させていただきました。

また、前期では、市民の競技力の向上が課題となっていたことから、指導者の育成や練習機会の提供など、競技力の向上を新たに施策内容として加えさせていただきました。

そのほか、市民が気軽に参加できるスポーツ大会、スポーツイベントの支援や各地域でのスポーツ・レクリエーション活動団体の支援を行い、市民のスポーツ・レクリエーション活動のボトムアップを図る内容を記載しています。

また、スポーツ施設の管理・整備につきましては、122ページになりますが、市政インタビューにおいて利便性の向上について、ご意見を頂戴いたしましたことから、利便性を高めるよう明記するとともに、老朽施設の改修及び指定管理者制度の導入を推進するなど、安全で効率的な施設管理に努めることといたしました。

また、審議会からのご意見にもございました、屋外型の拠点スポーツ施設については、後期で、その方向性を明確にするよう、施策の内容に加えさせていただきました。

このスポーツの振興の項目では、仮称津市産業・スポーツセンターの整備を重点施策として位置づけさせていただきました。

続きまして、「第3項 青少年の健全育成」でございます。計画案の123ページをご覧ください。

「第3項 青少年の健全育成」につきましては、施策の体系に記載のとおり、健全育成活動の充実、放課後児童クラブの充実、この二つの施策内容に分かれております。

健全育成活動に充実における前期の課題として、家庭や地域との連携による、総合的な取り組みが必要となっていることや、青少年のコミュニケーションツールの変化に対応した相談業務の充実が求められているということがありました。これに対応するため、市民団体の活動支援を通じて、社会全体で青少年を見守ることや家庭の教育力の向上にも取り組むことを記載したほか、青少年や保護者が気軽に相談できる方法の充実に取り組むことといたしました。

放課後児童クラブの充実については、前期で、さらなる大規模クラブの解消や障がい児の入所希望への対応が求められていることから、後期では施設整備等の推進及び指導員の研修会等による受け入れ体制の向上に取り組む形で、整備をさせていただきました。

以上で、「3-3 生涯学習スポーツ社会の実現」の説明を終わらせていただきます。

武田会長

ありがとうございました。それでは、今の「3-3 生涯学習スポーツ社会の実現」ですが、ご意見あるいはご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

もし、ご意見がないようでしたら、次へ進みたいと思いますが、よろし

いでしょうか。

それでは、次の「3-4 文化の振興」について、よろしくお願ひします。

事務局（深堀）

失礼いたします。それでは、次に「3-4 文化の振興」について、ご説明をさせていただきます。125ページになります。

文化の振興につきましては、「第1項 文化、芸術活動の充実」「第2項 歴史的資源の保存と活用」、この二つの項目がございます。

それでは、まず「第1項 文化、芸術活動の充実」から、ご説明をさせていただきます。文化芸術活動の充実につきましては、施策の体系に記載のとおり、市民文化の振興、そして、文化施設の経営改善、この二つの施策内容に分かれております。

市民文化の振興としましては、文化活動の裾野を広げるとともに人材の発掘、育成と自由で自主的な活動を推進するための環境整備が必要となっていることから、後期基本計画においては、市民が気軽に文化に触れ、参加する機会の提供とともに、さらに質の高い文化振興事業の実施などによる、文化芸術水準の向上、そして、新たな文化芸術活動団体の支援や技術の向上、文化情報の収集、発信を行うものとしたしました。

また、市政インタビューにおいて県立美術館や新県立博物館との連携による内容の充実について、ご意見をいただいておりますので、その取り組みを追加させていただいたほか、仮称津市美杉総合文化センターの平成25年度の完成に向けた取り組みについても、追加をさせていただきました。

次に、文化施設の活用にかかわる分野につきましては、審議会において、「市民が活動しやすい施設の在り方を検討する必要がある」とのご意見をいただいております、また、平成24年6月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、これは通称「劇場法」といわれますが、これが施行されまして、文化施設が文化芸術の創造・発信拠点として法的に位置づけられたことから、施策の内容を文化施設の経営改善として、舞台技術の向上や利用しやすいホール管理等の取り組み、運営力の向上。それと、指定管理者制度の導入や文化ホールの特性を生かした、魅力ある運営を行う経営の効率化、この二つの内容で整理をいたしました。

この文化芸術活動の充実の項目では、文化施設の経営改善を重点施策として、位置づけをさせていただきました。

次に、「第2項 歴史的資源の保存と活用」でございます。計画案の128ページをご覧ください。歴史的資源の保存と活用につきましては、施策の体系に記載のとおり、「文化財の保存・継承」「歴史的資源を生かしたまちづくり」の二つの施策内容に分かれております。

文化財の保存・継承につきましては、津城跡や多気北畠氏城館跡周辺等、その歴史的環境が保たれるよう、適切な保存管理を継続して行うことといたしました。

「歴史的資源を生かしたまちづくり」につきましては、前期において、藤堂高虎公入府400年記念事業や津城修築400年記念事業、あと谷川士清が生誕三百年記念事業等の実施で、多くの市民が参加するなどの成果がございました。

後期においては、これを一過性のものとしないう、文化財を活用した文化事業やレクリエーション事業を継続的に展開するとともに、キャラクターを活用した情報の発信を実施してまいります。

多気北畠氏城館跡につきましては調査研究をもとに、まちづくりに活用できるよう、整備を進め、また一身田寺内町に関しましては、前期期間中に進めてまいりました、修景整備が本年度で終了するため、今後はその景観を生かし、市民参加によるまちづくりを推進することとさせていただきます。

ました。

審議会におかれましては、「地域の歴史的資源については、その保存・活用方法のほか、もっと市民と市外に広く知ってもらう仕掛けづくりも必要」とのご意見をいただいておりますので、発信力のあるPRキャラクターを活用するほか、本市だけが情報発信をするのではなく、共通の歴史的資源を有する自治体等との連携した取り組みにより、広域への発信力を強化していくものとして整理をさせていただきました。

この歴史的資源の保存と活用の項目につきましては、津城跡の保存・管理と多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理、これを重点施策として位置づけをさせていただきました。

以上で、「3-4 文化の振興」の説明を終わらせていただきます。

武田会長

どうもありがとうございます。それでは、「3-4 文化の振興」ですけれども、ご意見とかご質問とかありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もし、ご意見がないようでしたら、最後の項目の人権尊重社会の形成に移りたいと思います。

では、事務局のほう、お願いします。

事務局（深堀）

失礼いたします。それでは、次に「3-5 人権尊重の形成」について、説明をさせていただきます。人権尊重社会につきましては、「第1項 人権・平和施策の推進」の項目一つでございます。

それでは、計画案の130ページをご覧ください。「第1項 人権・平和施策の推進」につきましては、施策の体系に記載のとおり、人権施策の推進、地域調整事業の推進、隣保館運営事業の推進、平和事業の推進、この4つの施策内容に分かれております。

人権施策の推進に関しましては、審議会におかれまして、「人権はすべての施策にかかわる問題であることを認識し、相手の立場を理解し、相互尊重の精神が育まれるよう、家庭・学校・地域で活動を進める必要がある」とのご意見をいただいておりますことから、冒頭において、「人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、人権啓発に対する取り組みを総合的、計画的に推進します」と記載をさせていただき、そして、あらゆる場面で人権について認識を深める機会をつくるため、前期基本計画に引き続き、幼児教育では110ページ、就学前教育。そして、③に人権教育の推進という項目を入れ、学校教育については114ページの「(2) 教育内容の充実」、こちらの③に人権教育の推進と入れさせていただきました。

さらに、生涯学習の推進においては、119ページの(4)に地域における人権教育の推進というように、人権教育を位置づけております。

また、前期においては、人権擁護委員のより一層の支援の必要があったことから、人権施策の推進に、内容に、その内容を記載させていただきました。

これらの人権平和施策については、絶え間なく取り組んでいかなければならない分野でありますから、後期においても着実に事業を推進していくものとして整理をいたしました。

以上で、「3-5 人権尊重社会の形成」の説明を終わらせていただきます。

武田会長

どうもありがとうございました。それでは、「3-5 人権尊重社会の形成」につきまして、何かご意見等、ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この全体、「豊かな文化と心を育むまちづくり」で、全体を通してですけれども、ご意見等、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

濱野委員

121ページに1行だけ、書いていただいておりますけれども、「津シティマラソン大会は、開催を支援します」とありますけど。本当にマラソン大会、この合併前に合併協議会で、長野県小布施のセーラさんと呼んで講演がありまして、2万人のまちですけど、観光を含めて、観光・物産を含めて、マラソン。ハーフマラソンをやるということで、私もいっぺん見に行きましたけど、2万人のまちで8000人が走りました。

もう8000人がいっぱいですね、2万人の小さなまちですので。マラソンは日本に30ぐらいありますけど、行きたいコースのベスト5に入っています。

本当にマラソンって小さなことですけど、物産や観光で大変、本当に力があると思いますので、津の議会でも、今のマラソンをハーフにせいという意見がありました。たぶんスポーツ担当の人の答えは、新しいスポーツ施設ができたときにはハーフをするということでした。

マラソンというのは本当に小さなまちといたら申し訳ないけど、菰野でも1万人を集めるマラソンをやっておりますし、志摩でもハーフマラソンで1万人ぐらい集めました。

津市は本当にいいコースあると思いますので、そこから始まって、今までお世話になった、安濃町や芸濃町や美里もある。それから、榊原もあるとかいろいろな形で、ハーフやフルはできると思いますので、この機会に重点としてやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

武田会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

吉田委員

ちょっと津市のこども園ですね。幼保合併の幼稚園だというんですけれども、これの具体的な、これは市の施設としておつくりになるんですか。そのへんの具体的なところの計画について、ちょっとお知らせください。

それから、新中央公民館も同様に移転して、それなりの計画なんかもしれませんけれども、これもまた具体的な計画というか、そのことを当然文章で書く必要があると思いますけど、お知らせください。

武田会長

では、事務局。

政策課長

まず1点目の津市独自のこども園でございますけれども、こちらについては、幼保一体施設ということで一般的には言われているものでございます。中身的には、ご承知のことかもしれませんが、いわゆる保育園機能と、それから幼稚園の教育の機能ですね。こちら二つを併せ持つ施設として、整備をしていきたいということで、まず公共で、最初にモデル的にとという形で進めていきたいということで、公設のほうを、今、予定をしております。

まだ、内容については、本年度はオープンディスカッションという形で、このこども園、幼保一体施設についても、いろいろご意見があつて、教育と福祉のほうで整理をしておるところでございます。今、特に具体的にどういう形でつくるといふ、具体のいわゆる事業実施レベルのところまでは、まだいっていませんが。この後期の5年間の間の中で、津市独自のこども園を設置していくという方向は明らかにしてございますので、そういう形で、記載をさせていただいております。

それから、市中央公民館でございますけれども、ちょっとこちらの記載は、119ページのほうに、少し内容を書かせていただいておりますけれども。まずは、建物の整備状況でございます。今、センターパレスの2階の部分に、この中央公民館機能を移転整備するという形で、現在進めてござ

います。

ホールでありますとか、それぞれ少し会議をできるような部屋などなど、移転整備に向けて、リニューアルに向けて、今、整備を進めているところでございまして。オープン予定が、この秋ぐらいでしたか。失礼しました、25年7月ぐらいを目途に、今、工事を進めさせていただいております。

それで、中身的には新しい公民館で、生涯学習の公民館というのは拠点でございますけれども、さまざまな時代の変化等々も踏まえまして、少し新しい機能というか。具体的には、地域でいろんなさまざまな課題などなどがありますので、そういったものを皆さんと一緒に、課題解決に向けて取り組んでいけるような講座とか、そういうのも、新しい形としてあり得るのかなということ。そういうことをこちらの計画のほうにでも「市民が協働して社会的・地域的課題の解決に取り組み、新たな時代を担える力を育むため、人づくりやまちづくりの拠点となる、特色ある中央公民館」と書かせていただいております。

簡単でございますが、以上でございます。

武田会長

はい。北村委員。

北村委員

すいません。ちょっと知らないので教えていただきたいんですが、中央公民館という位置づけは、どんな形なんでしょうか。各地域に公民館があるなかで、それを中央として、それを統括するような位置づけなのか。あるいは、単に中央にあるから中央公民館なのか、そのへんがちょっとよくわからないんですが、教えていただけますか。

政策課長

まず一つは、今の中央公民館というのは、基本的には、この行政地区というか、西丸の内など行政地区の方々が多く利用されておる施設ということで、この地域の公民館というのが本来でございます。橋北地区であれば橋北公民館があつて、そちらの地区の方が利用されておると。

ただ、行政の組織として考えるときに、やはりいろいろな施設がバラバラでいろんなことを、地域の特色を生かすとか、そういう方向の形はどしどし進めていくべきだと思いますけれども。ある一定、運営方針とか、そういうことがバラバラになるということも、少し課題になりますので。そういう意味では、中央というか、総合的な機能というかは当然、こちらの中央公民館のほうには持ちあわせてございますので。個々の事業は地域の特色を生かしながらも、管理的な部分では中央という、とりまとめるという機能がございます。

ただ今回、これまでの経過もありますけれども、新しい、先ほど申し上げたような、地域課題とか、社会課題とかにも対応していけるということで、そういう意味では、新しく全体の中で、最初に何かモデル的に初めていくというようなところも出ていますので。完全に全体のなんというか、組織の長、頂点におるといふ、そんなイメージでは実際はありませんが、少しそういうところもあるという両方の面を併せもつておるといふ意味がございまして。

武田会長

ほか、よろしいでしょうか。

もし、ございませんようでしたら、ちょっとここで、休憩に入りまして、次、「活力のあるまちづくり」のほうに移りたいと思います。

この時計で、ちょうど3時になりましたら、次に入りたいと思います。10分ちょっと、休憩に入りたいと思います。

(休憩)

武田会長

それでは、席にお着きいただけますでしょうか。3時になりましたので、後半を進めたいと思います。

4番目の「活力のあるまちづくり」に入りたいと思います。さっそく事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局（山本）

失礼いたします。政策課の山本でございます。よろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

私のほうからは、目標別計画といたしましては、4つ目でございます「活力のあるまちづくり」について、施策の具体的な内容やこちらの審議会の委員の皆様からいただいている、ご意見の反映を中心に説明をさせていただきたいと思います。

非常に広範囲の分野になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、「活力のあるまちづくり」についてでございますけれども、本市における各種産業の振興を図りつつ、中心市街地や道路、港湾など、都市機能の整備を進めるとともに、観光振興による交流の創出に取り組むことにより、本市の活力を高めていくことを目標としております。

こちらでは、基本構想に基づきまして、自立的な地域経済の振興、交流機能の向上、観光の振興の3つの施策体系が設定されております。

それでは、後期基本計画における活力のあるまちづくりの内容につきまして、まず、一つ目の自立的な地域経済の振興から順を追って、説明をさせていただきますと思います。

それでは、133ページをご覧くださいませよう、お願ひいたします。よろしいでしょうか。まず、「第1項 創造的な産業振興の推進」について、説明させていただきますと思います。

こちらでございますけれども、本市における農業や工業など産業全体の振興を図っていくうえで、企業誘致など、本市として重点的に進めていくべき施策を明確化するほか、こちらの審議会でもいただいております、「産業全般の振興について、起業に向けたチャレンジ精神を醸成する取り組みなど、起業を応援する具体的な仕組みづくり、また異業種間の交流の促進を推進する必要がある」といったご意見を踏まえまして、後期基本計画において、新しく立ち上げた基本施策でございます。

具体的な施策の内容につきましては、まず、「(1) 産業振興基盤の強化」におきましては、本市の産業振興を計画的に推進することを掲げております。

また、本市の産業振興を担う拠点機能である、津市産業振興センターにおいて起業の支援のほか、本市の産業基盤強化のための取り組みを進めることとしております。

また、本市の雇用創出と地域経済の活性化を図るため、創業の支援を実施することとしております。次に(2)でございます。企業立地の促進においてでございますが、こちらにつきましては、審議会からの「本市の経済を活性化させるため、地勢や交通アクセスの特性を生かし、積極的なPRのもと企業誘致を強化すべき」とご意見をいただいているところがあり、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいを中心とした企業誘致に関し、立地基盤の整備を進めつつ、積極的な誘致活動を展開していくこととしております。

次に3つ目、産業連携の推進についてでございます。農商工連携や6次産業化など、農業や工業にとらわれない、大きな枠組みでの産業振興を推進するとともに、産学官連携や海外連携といった取り組みも進めていくこととしております。

最後の4つ目、地域資源の活用においては、本市の特産品など、いわゆる地域資源を活用した新商品や新サービスの創出や開発に対し、支援を行

うこととしております。

続きまして、136ページをご覧いただきたいと思います。「第2項 農業の振興」について、説明させていただきたいと思います。

本市の農業の現状でございますが、農業従事者の高齢化とともに担い手の高齢化による、担い手不足や野生鳥獣による農作物の被害の深刻化など、本市の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっております。

これらを踏まえまして、本市の農業振興にかかる各種施策を着実に進めていくことを施策として掲げております。

具体的な施策の内容でございますが、「(1) 農業経営の強化」においては、認定農業者等への農地の集積による経営基盤の強化、農業経営の安定化を図るため、個別所得補償制度の推進や農業協同組合等が行う、共同利用施設の整備への支援。地域資源を活用した、6次産業化、ブランド化による儲かる農業の実現に向け、各種施策を推進することとしています。

また、こちらの審議会から「生産基盤の安定化のため、担い手不足の解消や経営体質の強化を図る必要がある」というご意見をいただいておりますことから、担い手や後継者の育成にかかる取り組みについては、就農希望者への技術の取得支援や受け入れ側とのマッチングの推進、就農後の定着支援などを推進することとしています。

また、津市でつくられた農作物の学校給食への使用の拡大。地産地消と食育を総合計画的に推進することも、こちらでは掲げております。

続きまして、「(2) 農地の保全と活用」についてでございます。こちらにつきましては、優良農地の保全や耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めるとともに、農地、農業用水等の資源や農村環境を守るための地域ぐるみの取り組みを、支援することとしております。

また、効果的かつ安定的な農業経営を進めるため、農地の流動化や利用の促進を図るなどの取り組みも進めることとしております。

続きまして、3つ目、農業基盤整備の推進においては、用水路のパイプライン化や頭首工など、農業関連施設の整備や維持管理を推進してまいります。

また、大規模地震等により、堤防が被災し、下流域の住民に危険や被害が及ぶ可能性がある、ため池につきましては、耐震性の調査や改修を行うなど、ため池の耐震化を促進することとしています。

続いて、「4 畜産の振興」でございます。畜産の担い手の育成を図るとともに、鳥インフルエンザや家畜伝染病などの予防や食肉処理施設への支援を通して、食の安全・安心への取り組みを推進することとしています。

最後に、5の獣害対策についてでございます。こちらの審議会からも「農作物の獣害による被害が農家の生産意欲の低下や後継者不足につながっており、獣害対策を推進する必要がある」といったご意見も頂戴しているところであります。

後期基本計画では、これまでの取り組みの方向性を踏まえ、新たに項目を設けて獣害対策に取り組むこととしております。

具体的には猟友会との連携による個体数の調整、防護柵の設置、地域ぐるみの獣害対策の推進、先進的な技術の導入・普及による対策のほか、捕獲した有害鳥獣の資源活用の具体化に向けた取り組み。獣害対策協議会の育成と支援に加え、市街地での野生鳥獣の出没などを契機とした、市民協働での獣害対策の啓発・普及等、獣害対策等を積極的に推進することとしております。

続きまして、140ページをご覧いただきたいと思います。「第3項 林業の振興」について、ご説明させていただきたいと思います。

本市の林業につきましては、低価格輸入建築資材が輸入されるなかで、国産材の生産コストが課題で、採算性の赤が続いているほか、林業従事者

の高齢化と林業施業が重労働かつ危険なことにより、慢性的な担い手不足となっているなど、林業を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっております。

これらの状況を踏まえまして、本市の林業振興にかかる各種施策を着実に推進していく必要があります。

具体的な施策の内容につきましては、「(1) 林業経営基盤の強化」においては、新たな担い手を確保するため、林業への関心と就業意欲を高めるための情報提供や啓発活動を推進することとしております。また、地域林業の中核的な担い手となる林業経営者や林業事業者の育成を図るため、経営資源や機械化を促進することとしております。

次に、「(2) 森林保全と生産基盤の整備」においては、森林組合等林業関係者との連携による計画的な森林施業を推進するとともに、治山施設の整備、水源地域等の森林の造成・整備等、治山事業を促進することとしております。

また、効率的な林業の施業を図るため、高性能林業機械の導入にかかる支援、林業作業道の整備など、林業生産基盤の整備を進めることとしております。

次に(3) 森林資源の活用促進についてでございます。市産材の利用促進による林業の再生を通じた、森林の適正な整備を推進するため、公共建築物等における木材の利活用のほか、木造住宅や非木造住宅の内装の木質化等、木のよさを広くPRすることにより、木材利用を促進することとしております。

また、間伐材を建築材として利用するほか、合板や集成材、製紙用チップ等、多用途で利活用の推進を図ることとしております。

続きまして、水産業の振興でございます。143ページをご覧くださいと思います。本市の水産業の現状といたしましては、農林業と同様に担い手不足が深刻となっているほか、生産拠点である市内の河芸、白塚、香良洲の3漁港の施設の老朽化により、機能の更新時期が迫っております。

こうした状況を踏まえまして、「(1) 漁業基盤の整備」におきましては水産業生産拠点である漁港の長寿命化を図るため、計画的な漁港施設の改修を推進することとしております。

また、香良洲漁港において、漂砂対策、静穏度確保及び津波対策のため、北防波堤延伸工事を実施することとしております。

また、伊勢湾内において、コウナゴ等の漁獲量の維持を図るため、広域的な資源管理型漁業の推進、種苗放流による栽培漁業の促進と、放流効果の検証を実施することとしております。

次に、「(2) 経営基盤の強化」においては、漁業者等の作業軽減や効率化を図るため、漁業協働組合などが行う、水産関連施設の整備に対する支援を行うとともに、関係団体と連携したイベント等の開催を通じて、水産物の消費拡大をPRします。

また、活力ある漁業、水産加工業の販売増を目指しまして、後継者や新規就業の確保、育成を進めることとしております。

続きまして、工業の振興でございます。145ページをご覧くださいと思います。本市の工業につきましては、厳しい経済環境のなかで、製造業や事業所の数は減少傾向にあります。中小企業の競争力の強化、販路拡大や人材の育成など、総合的な振興施策を推進する必要があります。

こちらの審議会からも「市内起業の高度化や特殊な技術にかかる担い手の育成を推進する必要がある」といった、ご意見もいただいているところです。こうした現状を踏まえまして、工業の振興にかかる施策を以下の通り、掲げております。

まず、一つ目でございますが、計画的な工業振興の推進においては、市

内企業の自動化、制御技術の導入や高度化の支援による、生産性の向上を推進することとしております。

また、市内企業の海外展開支援に向けた環境整備による、生産基盤の強化に向けた取り組みを実施することとしております。また、先端産業基幹部品、素材及び自動化制御関連産業などの立地及び集積を促進するとともに、次世代自動車産業やヘルスケア関連産業など、新産業の創出を推進することとしております。

次に、2つ目の既存工業の振興、中小企業の育成につきましては、中小企業の競争力強化並びに研究開発型企业への変革を促すため、津市中小企業振興事業補助金など支援制度の充実を図りながら、高校生向け企業セミナーなどの実施を通じて、企業の人材育成、確保に向けた取り組みを支援するとともに、中小企業の経営基盤強化に資する商工会議所、商工会の活動についても支援を行うこととしております。

続きまして、147ページをご覧いただきたいと思います。商業の振興、第6項でございます。消費の低迷や校外への大型商業施設の進出や消費者、生活者ニーズの多様化、経営者の高齢化と後継者不足といった全国的な傾向により、商業を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

本市におきましても、中心市街地の活性化に向け、さまざまな施策に取り組んでいるところですが、恒常的な中心市街地の賑わい創出には至っていないのが現状でございます。

こうした状況から、これまでの事業の在り方の見直しも含めまして、多くの方々の意見を取り入れながら、関係団体との連携による事業の推進を図っていく必要があります。こちらでは、それらを踏まえた施策を推進することとしております。

まず、1の商業の魅力づくりにつきましては、事業者の自主・自立的な活動を促進するための商店街事業の支援内容の見直しを行います。また、空き地・空き店舗対策にかかる、事業の効果的な活用を図ることとしております。また、利用者の利便性や快適性に配慮した、魅力ある商店街づくりを支援することとしています。

さらに、地域資源の活用による、中心部の賑わいの創出と商業の活性化に資する事業を支援することとしています。また、商店街と地元企業、大学などの連携による、日常的な誘客を図るための仕組みづくりについても支援を実施することとしています。

また、地域資源を活用した新商品の開発や既存商品、物産など魅力向上などを進めることとしています。

なお、商業振興について、買い物弱者など社会情勢を配慮しつつ、各商店が顧客のニーズを意識した誘客が計られるように支援することが必要であるとのご意見も、こちらの審議会からいただいておりますことから、買い物環境を地域の生活を支える基盤として捉え、これら買い物弱者の問題など、地域課題に対応した買い物環境の整備にかかる取り組みの支援についても、進めていくこととしています。

次に、「(2) 商業経営の安定化」については、商工会議所、商工会による経営指導や研修会などを支援するとともに、チャレンジショップの設置などを通じて担い手の発掘・育成を進めることとしています。

続きまして、150ページをご覧いただきたいと思います。「第7項 勤労者福祉と雇用の推進」でございます。市内の雇用状況につきましては、契機の低迷が続くなか、労働環境を取り巻く状況は依然、厳しいのが現状でございます。

また、勤労者福祉と雇用の推進については、こちらの審議会におきましても「住民意識調査でも、市民満足度が低いことを踏まえ、ハローワークをはじめとする関係機関と連携を図りつつ、雇用の創出と提供、また有効

な人材の活用策についての検討が必要である」とのご意見をいただいているところ です。

こうした状況を踏まえまして、まず、1の労働環境の改善においては、関係機関と連携した事業に対する労働時間の短縮や雇用条件の改善による、働きやすい職場環境づくりに向けた啓発、指導及び支援を実施することとしています。

次に、(2)勤労者福祉の増進については、三重中勢勤労者サービスセンターの福利厚生事業の充実及び業務拡大を進めることとしています。また、勤労者福祉増進事業を実施するとともに、勤労者を対象としたメンタルヘルス相談事業を実施することとしています。

次に、(3)雇用機会の創出においては、男女や高齢者等の均等な雇用機会の創出や退職者など人材の有効活用などの啓発事業を推進することとしています。また、新卒者の雇用を図るため、学校や関係機関と連携した情報の共有化発信やハローワーク津などと連携した、さまざまな支援制度の啓発と周知を実施することとしています。

以上で、自立的な地域経済の振興における、7項目について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

武田会長

どうもありがとうございました。「4-1 自立的な地域経済の振興」ですけれども、7項目、非常に多岐にわたった項目を、ただいまの説明に関しまして、ご意見やご質問等、ございましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

お願いします。

濱野委員

136ページの津市のブランド化という言葉が出ていますけれど、津市の会議に私たち去年、一昨年ぐらいから10回ぐらい会議をしました。津ブランドという形で、三重ブランドではいろいろな形があるけど、津市ものコウナゴであったり、いちごであったり、それから梨であったり、いろんなもので津ブランドをつくるということで、13ブランドをつくったんですが、あれはどうなりましたか。何かの位置づけで動いていますのか。

事務局(山本)

ご指摘いただきました、13品目のブランド項目につきましては、津市のブランドということで、農林水産部のほうで指定をいたしまして、今後は啓発等を進めていくなかで、より津市をアピールすると、その商品そのものをアピールする商品として売り込む。市内はもちろんですが、市外への啓発等に努めていくという形で進めていきたいと考えております。

濱野委員

どこかPRする場所というのは、何か考えていますの？

事務局(山本)

一つの手法といたしまして、現状はいわゆるPRチラシというようなものをつくらせていただいて、たとえば各施設などで配布させていただくような形になっていくと思います。

また今後、道の駅などでPRします。もちろんチラシ等のPRもそうですし、その商品そのものの販売も進められていくということで取り組むこととなっております。

武田会長

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかはございませんか。はい、どうぞ。

今井委員

144ページの真ん中ぐらいに、御殿場海岸でアサリなんですけど、この3年ぐらい前から、水木金の連休前ぐらいに業者のほうで大量にとっていた。それで、土日観光バスで奈良とか京都とか、かなり来ていました

が、その観光バスがほとんどなかったようです。それで五主海岸、今、松阪市ですけれども、あちらは入場料とっていますよね。そのために業者が全然とらないということで、かなり元気なようで、あちらのほうは、ことしは同じように観光バスが来て、相当来てもらった人がお金も落としておると。

そういうことから考えると、五主もあれだけのようけ休憩場があるんですから相当な人が来てもらっても対応できるような体制があるんですが。まあ天候にもよるんですけれども、今年はほとんどもう観光バスが来んというので、店の人が嘆いていました。こういう乱獲は、市のほうでなんとかできないんでしょうか。まあとられて、とって行ってスーパーのほうに出しておるのもわかりますけれども、やはりお客さんのことを考えると、土日の前にとられたら少ないことは間違いないですから、人気のこともあるし、お金を落としてもらうことも考えると、津市としてはなんらかのちよっと対応を打つのがいいのではないかと。

私も貝拾い好きですので、年間ちょこちょこ行きますけれども、そういう休憩所の人たちがそういう話をしていましたので、ちょっと一言。

武田会長 ありがとうございます。何か事務局のほうでございますでしょうか。

政策課長 今のお話で、いわゆる御殿場海岸の観光の側面からのご意見で、貴重なご意見と思います。具体的に今、何ができるかは、僕のほうで答えはちょっと難しいんですけれども。所管にそういう話があったということで、お伝えさせていただきたいと思います。

あと今の144ページのほうは、逆に漁業の振興のほうでございまして、こちらはこちらで、また進めていくものと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

武田会長 どうもありがとうございます。では。

北村委員 すいません。先ほどお話しいただきました津ブランドというのは、皆さん、何と何かご存知ですか。私、知らないのは私だけやろか。津ブランドで、何と何が指定されているのか。私だけやったら、あとでこっそり教えてもらったらいいますが、ほかにも知らない方があったら。

(私も知らないです。)の声

北村委員 そうですか。ちょっと教えていただきたいなと思うのと。それから今後、それをPRしていくというのであれば、それをどこかに明記してほしいなと思いました。

それから、もう一点、観光バスの話が出ましたが、実は観光バス等によって、外部からのお客様を津市に受け入れるということは非常に活力あるまちづくりということに対して重要なことだと思います。一身田寺内町は大きな観光バスがたぶん駐まるところがあると思います。専修寺のところにあつたと思いますが、北島や観音さん、大きな観光バスが駐まるとような駐車場がたぶんなかったような気がします。それと、そういう整備はやはり必要なかなあと。

それから、最初のときに川見委員のほうからサイクリングロードというお話も出ましたけれども、レンタサイクルのような基地をつくって、たとえば美杉であっても道の駅にレンタサイクルの基地をつくって、ずっと歩いて、サイクリングしながら北島なり、旧の初瀬街道のところをずっと歩く場所をつくるとか、なんらかの形で具体的な、そういう観光誘致のようなことを進めていかなければいけないなど。

それから、津ぎょうざは津ブランドではないですけど、津ぎょうざですね。かなり全国的にもこの間も、B級グルメを通じて、かなり全国的にも名が出てきました。

ところが、じゃあ、いざ外から来て、津駅で降りて「ぎょうざを食べたいな」と思って、津駅を降りても、はたまたどこにそんなものがあるのかなあと。やはりそれでは津市の観光として、全くなっていないので、観光協会はその2階ですか、ありますね。あれができれば、生協の横のところに1階へ下ろして観光協会は津市のアピールをするなり、なんらかの形で、津駅を降りたときに、津ぎょうざの看板がとにかくだこかにあるとかですね。そういう具体的な施策をこれからやっていっていただきたいなあと、なんか思いました。

まあ以上、具体的なことまで、いろいろ言いましたけれど思いつきましたので。

武田会長

ありがとうございます。これは観光の話も絡んでくるので、後ろに観光の項目がありますが、どうしましょう。もし、今の津市のブランドとか何か、観光のところで答えていただけますでしょうか。よろしいですか、それとも何か。

政策課長

ごめんなさい。13品目ですね。私もチラシは見たことあるんですけど、今、頭の中で覚えておるかという、お答えできなくて、本当に申し訳ございません。

そういったことを含めて、おそらくPRをしていかならんという形で、今後、取り組んでいくということで方向性を出させていただくということで明記、PRのことも明記されたらということですので、所管のほうとも調整をさせていただきたいと思います。

ただ、観光についていろいろご提言、ぎょうざの話やら、いろいろレンタルサイクルの話やら、北畠の話やらいただきまして、この場で、個々の事業単位で取り組みますとか、これはやりますとかいうのはちょっと。総合計画ですので、ちょっと方向性の部分がメインになっていますので、この場で、ちょっと私の立場からやりますというの、ちょっとお答えできないところはあります。いただいたご意見は当然、所管のほうへ伝えて、どういうふうに整理していくかというのは煮詰めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

武田会長

13品目は今、ちょっと調べまして、参考のためにそれだけお聞きしておきます。

ほかに。

服部（勝）
委員

139ページの獣害対策の推進とありますね。これは、11月8日に津市は網とブロックで設置をしたんですが、この成果は、まだ出ていないと思うんですが、それはどうかお聞きしたいんですが。

武田会長

いかがですか。

服部（勝）
委員

1匹ぐらいとれたですかね。200万ぐらいかけて。

武田会長

では、確認いただいて。

服部（勝）
委員

確認しておいてください。それだけ聞きたいです。

政策課長	今、先程の13品目の資料も取りに行っていますから、一緒に。
服部（勝） 委員	その13品目は総合支所にはあるんでしょう。パンフレットか何かは。
政策課長	そうです。総合支所のほうに。
服部（勝） 委員	それだけ、確認してください。
武田会長	説明だけ、あとで。ということで、よろしいですか。そうしたら、次の項目「4-2 交流機能の向上」というところに進んでもよろしいですか。（「異議なし」の声あり） では、それに関して、説明をよろしく願いいたします。
事務局（山本）	はい。それでは、続きまして「施策体系4-2 交流機能の向上」について、再び順を追って説明させていただきたいと思います。ページのほうは152ページからになります。よろしく願いいたします。 まず、「第1項 都市機能の整備」について説明させていただきたいと思います。前期基本計画においてですが、こちらの項目につきましては、交流拠点の整備ということで、中心市街地とその周辺、また副都市核と呼ばれる久居駅周辺の整備の在り方について、政策等を記載していたところで す。 しかしながら、本市の活力を高めるためには都市づくりを進めるにあたっての、本市全体としての都市づくりの基本理念を掲げ、交流拠点としての4拠点の整備及び新都心軸の形成について、この基本を、理念を踏まえ、うたうえで整備を進めていくことが必要との考えのもと、後期基本計画の記述においては、施策のほうを整理させていただいた形になっております。 都市機能の整備については、次のとおり施策を推進することとしております。まず、「(1) 都市づくりの推進」でございます。まず、各地域に蓄積された都市基盤や地域資源を有効に活用することを基本とし、地域の特性に応じた拠点等を配置することにより、都市機能の集積や生活機能の維持集約に努め、それらを公共交通、幹線道路等では有機的に結びつけることで、それぞれの地域が多様な魅力にあふれ、人口減少、少子高齢社会にも対応できる都市構造の確立を目指しますという、本市の都市の都市構造づくりを進める基本的な理念をまず、うたっている形となっております。 そのうえで、交通体系の形成、市街地等の形成など、各分野に沿った計画的な都市づくりの推進について、掲げております。 なお、こちらの審議会からは、「市街化調整区域においては耕作放棄地など未活用な土地が多いことから、線引きを見なおして、宅地や商業地などにして土地の価値を高め、活力を生み出すような活用の方策を再検討すべき」といったご意見も頂戴しているところです。こちらを踏まえまして、時代の変化や多様な都市機能が集積を視野に、機能的で質の高い都市づくりを推進しつつ、市民の合意形成を図ったうえで、都市計画区域の再編や郊外部における開発など、余力地について土地利用の在り方の検討を進めていくこととしております。 次に、「(2) 交流拠点の整備」についてでございます。こちらでは、基本構想において交流拠点または新産業交流拠点として位置づけられている4拠点について、整備や土地利用の在り方を特出しし、明確に記載をしております。 まず、一つ目に都市核の整備でございます。津駅周辺地区、大門・丸の内地区、さらには、津新町駅周辺地区までのエリアにつきましては、都市

核として位置づけられております。このエリアにつきましては、県都の玄関口にふさわしい居住・商業・業務・教育・文化・交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めることとしております。

具体的には、本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等との意見を踏まえた、中心市街地の活性化に向けた取り組みの推進や津センターパレスでの中央公民館や老人福祉センター等の拠点を契機とした賑わいの創出などを進めることとしております。

2つ目は、副都市核の整備でございます。副都市核として位置づけられている久居駅周辺地区につきましては、本市の南部の玄関口として商業の振興も含め、新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めることとしております。

3つ目は、津なぎさまちの整備についてです。津なぎさまちにつきましては、高速船ターミナルの有効活用を図るなど、海の玄関口にふさわしい港町づくりを推進することとしております。しかしながら、東日本大震災の津波被害を踏まえ、国・県における沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視しながら、住民が集い、賑わう交流拠点として、土地利用等の在り方を検討することとしております。

4つ目は、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点として位置づけている、津インターチェンジ周辺の土地利用の在り方についてです。こちらにつきましては、平成28年に仮称津市産業スポーツセンターの供用が予定されております。同スポーツセンターのスポーツ施設としての機能と、産業展示機能等を併せ持つ特徴を生かし、スポーツ振興と地域経済や産業振興を図り、新たな賑わいを創出することとしております。

また、インター周辺の土地利用を図るにあたっては、農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり三法の規制があり、また、河川の未改修の問題など、当該地を有効に活用するにあたり、多くの課題があります。このことから、当該地の土地利用の在り方については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令体制といったことを見据えた対応について、国・県へ働きかけることとしております。

続きまして、「(3) 新都心軸の形成について」です。新都心軸の整備促進については、交流拠点である津なぎさまち周辺から都市核の中心を担う大門・丸の内地区をへて、津インターチェンジ周辺にかけて、新たな交流と活力を創出するために、県都の顔としてふさわしい新たな機能を導入するとともに、都市機能の整備を促進することとしております。

続きまして、156ページをご覧くださいと思います。「第2項 道路ネットワークの整備」について説明いたします。本市の道路整備につきましては、平成20年4月に本市の道路整備の基本方針として、津市道路整備計画を策定しております。同計画においては、都市環状、都心環状、それぞれの道の役割を明確にし、環状放射型の道路整備を推進することとしております。

一方で、国・県の財政状況等を踏まえ、道路整備予算の大きな減少が予想されていることから、それぞれの路線の必要性や優先度について、さらなる精査を行いながら整備を進めていく必要があります。また、都市計画道路につきましては、計画決定後から長期間にわたり、整備が行われていない路線が数多く存在することから、計画の合理性を検証することが求められています。

このような現状を踏まえまして、まず、「1 道路整備の計画的な推進」につきましては、事業を現在進めている、また整備計画がある路線の効率のかつ体系的な整備の推進について、また、長期未整備の都市計画道路に

関し、県の方針や整備の実現性を考慮しつつ、市民の皆様の合意形成を図りながら、必要性を整備する決めを掲げております。

次に、「(2) 体系的な道路網の整備」については、本市の道路整備について、広域連携軸、域内連携軸、生活基盤道路に整理し、それぞれの役割に沿って進めていくことを掲げています。

まず、地域間や近隣自治体との利便性を高めるための広域連携軸については、中勢バイパスや国道23号線などの整備促進を図るとともに、地域などから特産品の販売拠点とすべきなど整備に向けてご意見をいただいている、河芸地域の道の駅の整備について推進することとしています。

また、本市の骨格を形成し、広域交通へのアクセスの利便性を向上させ、生活圈域の一体性を高める幹線道路である、域内連携軸については、上浜元町線など主要路線の整備を進めることとしています。

特に、県道一志美杉線の整備促進、市道山口山本線など、下之川バイパス及び八手俣バイパスの整備推進、香良洲地域における唯一の避難経路となる老朽化した香良洲橋の早期架け替えの促進など、香良洲公園島貫線にかかる整備の検討を進めることとしています。

さらに、域内連携軸を補完し、地域間の連携と交流を高める中心的な役割を果たす道路として、生活基盤道路の整備を進めることとしています。

特に河芸町島崎町線については、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による海岸堤防の整備と併せ、進めることとしております。さらに、災害時の道路の活用として、緊急的な避難場所として周辺より高い道路への避難階段を設置することとしています。

次に、「(3) 道路の適切な維持管理」につきましては、予防的保全の観点から、道路・橋など、既存ストックの長寿命化に向け、維持管理を計画的に進めるとともに、交通への影響や危険度、費用対効果等を勘案し、必要度及び効果が高いものから優先的に推進することとしています。

続きまして、159ページをご覧くださいと思います。次に、「第3項 港湾・海岸の整備」について説明いたします。海岸堤防の整備については、東日本大震災における津波等の甚大な被害を踏まえ、地域住民の安全で安心な生活を確保するため、地震・津波、高潮等に対応した、海岸堤防の早期整備が求められているところです。

国においては、香良洲地区、津地区の整備が平成23年度までに完了し、平成23年度からは津地区（栗真町屋工区、阿漕浦、御殿場工区）が新たに着手されています。

一方、白塚地域、河芸地域の海岸堤防については、今後、整備の事業化に向け、取り組みを進める必要があります。これらの状況を踏まえたうえで、まず、「(1) 津松阪港直轄海岸保全施設の事業促進」につきましては、津松阪港海岸の堤防整備事業で進められている同事業について、引き続き、国による、栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区の整備を推進することとしています。

続いて、「(2) 海岸堤防の整備促進」については、白塚地域、河芸地域の海岸堤防について早期事業化を促進することとしています。

次に、「(3) 港湾機能の向上」については、老朽化が進む港湾施設について、計画的な修繕により、港湾機能を維持、確保することとしています。

続きまして、161ページをご覧くださいと思います。次に「第4項 公共交通の充実」について説明したいと思います。

公共交通につきましては、車社会の進行が進んできたなか、さまざまな対策に取り組んでまいりましたが、さらに利便性の高いコミュニティバスの運行や、またJR名松線の普及、海上アクセスの促進など、さまざまな課題があります。

こうした状況を踏まえ、まず、「(1) コミュニティ交通システムの整備」

についてです。交通システムについては、「広い市域を公共交通のネットワークで結ぶことが、住みやすさや魅力づくりに必要である」「4つの大学や商店街、産業拠点を結ぶバス路線などの提案を行うべき」「コミュニティバスの運行形態やサービスの見直しを図るべき」など、地域や中心市街地などの課題に応じたご意見を、こちらの審議会からいただいております。

このことから、地域ごとの特性を踏まえ、民間路線バスや鉄道、コミュニティバスの連携を図り、より効率的で利便性の高い交通システムの整備を推進することとしています。

次に、「(2) 鉄道の利便性の向上等」においては、鉄道の利便性の向上を図るため、ダイヤの改正や増便等を促進するとともに、県や関係市町と連携し、リニア中央新幹線の早期建設と、県内への停車駅設置に向け、取り組むこととしています。

次に、「(3) JR名松線の復旧」についてです。平成21年10月8日の台風18号により甚大な被害を受け、現在運休中のJR名松線につきましては、沿線地域の重要な交通として早期の復旧が望まれていることから、後期基本計画では、新規にこれを施策として位置づけ、取り組みを進めることとしています。

具体的には、全線復旧に向け、三重県、JR東海と連携した取り組みを進めるとともに、全線復旧を踏まえ、交流機能として、同路線の活用を図り、沿線に点在する森林セラピー基地ほか観光資源等との連携を図るなど、沿線地域の活性化に向けた取り組みを推進することとしています。

次に、「(4) 海上交通の強化」においては、中部国際空港への海上アクセスの利便性、快適性の向上を図るため、津なぎさまち旅客船ターミナルを適切に維持管理します。

また、高速船の機能や旅客船ターミナルでの物産の販売についてご意見をいただいております、これらを踏まえ、県都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、運行事業者と連携してPR活動やサービスの向上に取り組むこととしています。

次に、「(5) 伊勢湾ヘリポートの活用」においては、同施設の機械の適切な管理や運営を行うこととしています。

続きまして、164ページをご覧いただきたいと思っております。「第5項 情報ネットワーク化の推進」でございます。本市では、平成20年8月に津市情報化推進計画を策定し、市及び市民を主とした、ICTの利便性を活用した情報化施策に計画的に取り組んでおります。しかしながら、情報技術の革新が進むなか、さらなる情報化社会への対応を図っていくことが求められております。

このことから、情報ネットワーク化の推進に関しては、次のとおり、施策を推進することとしています。

まず、「(1) 情報化社会にさらなる対応」においては、技術革新の著しい情報化社会に即した施策を推進することとしています。「(2) 情報サービスの充実と行政事務の効率化」においては、ICTを活用した情報提供など、行政サービスの充実を進めるとともに、行政サービスが滞りなく行えるよう、情報システムの環境の維持と強化に取り組むこととしています。

次に、「(3) 情報リテラシーの向上」においては、産業、教育福祉分野等の連携により、市民の情報リテラシーの向上を進めることとしています。

以上で、施策体系「4-2 交流機能の向上」における5項目についての説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

武田会長

どうもありがとうございました。「4-2 交流機能の向上」の説明をいただきました。ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。どうぞ。

濱野委員

157ページの河芸地域における道の駅ですけれど、これは本当に、中途半端な気持ちで、道の駅はもうつくったらあかんと思います。本屋さんに行くと、道の駅の本が出ていますけど、日本じゅうの道の駅がずっと出ておって、あれ見とつても面白いですな。やはり中途半端では、もう集まらないと思います。

それで、この地域だけを見ても、私は好きなのでよく行くけど、私は和歌山へ行くと、「寄ってって」という形で道の駅が大変、機能しています。愛知県の大府へ行くと道の駅に農園までつけて、それからパン工房があったりして、この間、お風呂までつけて。NHKが取り上げましたけど、道の駅で日本でも有数で20億ぐらい、売りたいですけど。そんな大きな道の駅ができるのですので、この河芸にできるのならトイレだけやなしに、どうするかを、本当に考えないと無駄になるような気がしますので、考え方として、野菜なんかを置く道の駅やなしに、せっかく河芸ですもんで海産物も置くとか。それから、街道沿いのやつも置くとか、それ以外にも。

もし、どうしても道の駅として機能するのが嫌だったら、私はコンビニとタイアップして、横にコンビニを立ててもらって道の駅してもいいと思いますけど、これはせっかく大事なお話ですので、よく考えた津市にしていきたいと思います。

武田会長

ありがとうございます。ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

吉田委員

堤防の整備でございますけれども、だいぶん河芸から、それから私どもの町屋・阿漕・御殿場、このへんの堤防、高さ6メートルぐらいですかね。これから着工されますけれども。

宮崎なんかの堤防を見ていますと、非常に立派なんですけれども、それが河川のところにきますと、もう堤防がいつべんに低くなっちゃうんですね。ですから、海岸面のところで6メートルとか高さがあっても、岩田川やとか、安濃川の堤防になりますと、全然、3メートルとか4メートルでございますので、結局、津波の時は、川をさかのぼって津波がまちへ入ってくるということになるので。

そのへんは、どこでも責任なんでしょうけど、市か県かわかりませんが、このへんはやっぱり河口から3kmとかそれぐらいは、私は海岸と同じ高さの堤防をつくらないと意味がないと、私は思うんですけどね。

武田会長

事務局で何かありますか、よろしいですか。

政策課長

管轄はやはり一級河川とか河川の級によりまして、国であったり、県であったり、いろいろございます。本市としても、市の河川改修事業もやっておりますけど、今、おっしゃられておる、たとえば志登茂川、岩田川がありますとか、雲出川ですね。こちらのほうは、国とか県のほうにお願いをして整備を進めていただいておりますというところで、今も雲出川はもうずっと堤防、両サイド直したり、いろいろしてきていただいております。

急にドーンと全部、川の堤防が高くなるというのは、なかなか難しい状況ではありますけれども、私どもとしては県に対して、そういう整備のほうを、ぜひお願いしたいということで、もうこのずっと前から継続的にお願いをしていて、少しずつ進んできておるといのが、実態でございます。

武田会長

ほか、よろしいでしょうか。では、どうぞ。

海住委員

道の駅のお話が出ましたので、美杉で唯一、一つだけ、道の駅を置いてもらっていますが、もちろんコンビニが欲しくてもコンビニもない。それから、JAさんが、いろいろな食品も引き上げられて、住んでいる者は本当におかずも何も買う場所が減ってきたと。そういうところで、唯一、一つの道の駅が、先ほどのランクの話ですが。たぶんずっと下のほうで、下のほうだろうと思います。

ですが、置いてもらっていることは大変ありがたくて、地元の者が少々の家庭菜園をつくって、残っても捨てないといけないものをそこへ出していくという楽しみというか、励みが一つあるということ。そういうふうな地元の人たち。

それから作っていないものが、ちょっと足を伸ばすと、安いので買いに行くわという、そういう人の交流があるので、もちろん儲からないので、赤字で手出しもしてもらっていると思うんですが、地元の活性化にとっては大変、役だっております。

それをなんとかして、もっと生き生きしたものになりたいということで、地元も一生懸命になって考えているんですが。一番、問題は道路のことで、あるいは368号が、369号の奈良県はもうビュンビュンとうまく整備されていますが、368号のほうは遅れておりまして、松坂へ抜けにくい。実は山が高いところに美杉はありまして、それから、向こうの大石のほう、粥見のほうはぐっと下がっています。急に高低差があるのでトンネルは掘れないしというようなことで道路整備が遅れておりまして、あれが抜けてもらったら、今度のお伊勢さんの時にも、もうあれを奈良県のほうから、大阪のほうから通ってもらえると。

そうすると、美杉のほうも活性化がある。津市が栄えると、こう私もは思っていますが、それが今回も、もう間に合わなかった。いつか、早くしてもらえそうでした。だが、伸びてしまっている。そういうことで我慢、20年後、先を待つのかしらと、このように思っております。

道の駅も、本当に全国的にはいろいろあると思いますが、私どもにとっては、大変、活性化でありがたいんですが。なんとかして、あれをもっともっと生き生きとできるように、美杉がもっと生き生きとなるように、368号と。今、この整備の道路のほうにちょっと外れておるのか、県のほうへは要望を出しておるんです。津市さんからも一緒のように要望には加わってもらって一生懸命になっておるんですが。道の駅もいろいろあるということ、ちょっとお時間とりましたが、知っておっていただきたいと思っています。

武田会長

ありがとうございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。もし、よろしければ、では、次の最後ですけど、「4-3 観光の振興」のほうに進みたいと思います。

では、事務局から、説明をお願いします。

事務局

それでは、続きまして、施策体系「4-3 観光の振興」について、再び順を追って、説明したいと思います。166ページをご覧いただきたいと思っています。まず、「第1項 観光の振興」について、ご説明させていただきます。

本市の観光の振興につきましては、これまで津まつりなど、大規模な集客が見込めるイベント等に、市民の皆様と一体となって取り組むとともに、大河ドラマの放映に合わせた受け入れ体制の整備や、御当地グルメ津ぎょうぎの売り込み、市民セラピー基地の整備、観光ボランティアの結成に関する支援などの施策を進めてまいりました。

今後は、本市への誘客を強化し、ファンづくりやリピーターの確保を図

るために、地域の魅力を生かした観光コンテンツの磨き上げと観光地のネットワーク化による、周遊・滞在型の魅力強化、シティプロモーションと連携した、本市の魅力の発信が必要と考えています。

これらの状況から、観光分野における本市としての強みと課題を考察したうえで、後期基本計画におきましては、本市の観光施策について、新たな枠組みで明確に記載しました。

それが、以下から説明させていただきます「人々が行き交う津づくり」「見どころをめぐって楽しむ仕組みづくり」「魅力を届ける仕組みづくり」の各施策となります。

各施策につきましては、次のとおり推進していきたくて掲げております。

まず、「(1) 人々が行き交う津づくり」についてです。まず、コンベンションの用地についてでございますが、県都として多くの行政機関や事業所等が立地するほか、仮称津市産業スポーツセンターが完成することを踏まえ、多様な分野のコンベンションを積極的に誘致することで、地域の経済の活性化を目指します。

また、イベントを生かした交流の推進として、津まつりや津花火大会、サマーフェスティバルひさいなどにおいて、より多くの人々が楽しめるよう取り組むほか、地域に根ざしたイベントを支援することで、来場者が心温まるような交流を促進することとしています。

さらに、見どころの魅力向上として、津の海、温泉資源、古いまちなみや史跡、歴史街道を活用し、見どころの魅力向上を進めるとともに、本市が運営する観光施設や各観光地の駐車場及びトイレなどの適切な整備を進めることとしています。

また、観光案内所の整備・充実を進め、外国人観光客にも対応した、統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者にやさしい環境づくりを推進することとしています。

続きまして、「(2) 来て楽しめる仕組みづくり」についてでございます。来て楽しめる仕組みづくりにつきましては、本市への来訪者に、その見どころをめぐって楽しんでいただける、おもてなしの仕組みをつくることを、一つ目としております。

こちらの審議会からも、特に「観光ルートや観光交通ネットワークなど、観光地を巡回できる仕組みづくり」とのご意見も頂戴しているところであり、具体的には、まち歩きマップなどによる、徒歩で周遊できる仕組みづくりの推進や市内・市外の観光地との交通ネットワークの充実と強化、観光客のニーズに応じた観光商品づくりなどに取り組むこととしています。

次に、食べて楽しむ仕組みづくりに関しては、本市への来訪者が津の食を満喫できるよう、食べて楽しんでいただける、おもてなしの仕組みをつくりたいです。具体的には津ぎょうざやうなぎなど、本市にゆかりのあるグルメや名店に関する情報発信や、グルメや食材についての販売店や産地に関するマップづくりに対する支援などを実施することとしています。

このほか、農林水産業、商工業と連携したグリーンツーリズムなど、本市の特性を生かした新たな観光資源の発掘や、津市森林セラピー基地を活用した健康などをテーマにした、新たな体験プログラムの開発に取り組むこととしています。

また、県や近隣市、東大和西三重観光連盟などとの幅広い連携による広域観光を推進することとしています。

次に、「(3) 魅力を届ける仕組みづくり」についてです。本市の魅力の情報発信を進めるため、イメージキャラクター「津うキャラ」を活用し、本市のイメージアップに取り組むほか、新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用した、観光PRを行うこととしています。

また、東京事務所の機能の活用を進めるとともに、他都市や三重県と協働した観光キャンペーンなどの実施を展開します。また、外国人観光客の誘致を図るインバウンド観光の促進に向け、情報発信を行うこととしています。

一方、「観光情報の発信について、とりわけメディアの活用や年齢層、性別など、ターゲットの絞込みにより、情報発信を強化する必要がある」という、ご意見も審議会のほうからいただいております、これを踏まえ、観光資源のデータベース化を推進するとともに、年齢層、性別などをターゲットの絞込みを図りつつ、多様な観光ニーズに応じた、情報発信を行うこととしています。

また、「競争による魅力の向上」につきましては、こちらの審議会からも、「ボランティアガイドが地域の歴史・名称を紹介するなど、市民自らが活動することも重要であり、行政と市民が連携して津市の魅力づくりを進めることが必要である」とのご意見もいただいております。

このことから、観光ボランティアガイドの育成やネットワーク事業の推進により、きめ細かいおもてなしの提供に取り組むほか、フィルムコミッションなど、市民団体等との連携による観光振興を推進することとしています。

また、津市観光協会を核に多様な企業や団体、市民が連携して津の魅力づくりを進められるよう、支援及び連携を強化することとしています。

続きまして、170ページをご覧いただきたいと思っております。「第2項 競艇事業の活性化」について説明いたします。競艇事業につきましては、景気の低迷やレジャーの多様化により、売り上げの減少が続いており、厳しい財政状況が続いていることから、より一層経営合理化を進めるとともに収益向上の取り組みを進めるなど、競艇事業の経営のさらなる安定化を図る必要があります。

本市においては、来場者と売り上げの増加を促進するため、設備の充実や来場者促進イベントなど、各種サービスを展開するかたわら、経営改善の取り組みとして、窓口数の見直しと効率的な人員配置を行い、経営効率化の取り組みを進めています。

一方で、平成23年9月にオープンした、外向発売所「津インクル」については利用者も多く、売り上げ目標を大幅に上回るなど、好評を得ています。これらの現状を踏まえ、競艇事業の活性化に関しては、次のとおり施策を推進することとしてといたします。

「(1) 競艇事業の経営強化」においては、来場促進及び売上向上の取り組みとして、来場促進に効果の高い人気選手のあっせんや、SG、G1競争などの高グレードレースの積極的な誘致を進めるとともに、外向発売所の活用による場外発売受託事業の売上拡大などを進めることとしています。

また、経営環境の変化に対応した、効率的でコンパクトな経営体制の推進、全国の事業者や関係団体と連携し、運営経費や制度的経費の軽減を進めることにより、経営の効率を進めることとしています。

また、こちらの審議会からは「競艇非開催時において、大規模な集客が可能である施設として、競艇場の有効活用を観光施設や交流施設、産業面から図っていく必要がある」とのご意見もいただいております。これを踏まえ、協議や施設の特性を有効に活用した、発売収入以外の収入確保も進めることとしています。

以上で、施策体系「4-3 観光の振興」についての説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

武田会長

はい、どうもありがとうございました。それでは、「4-3 観光の振興」

ですけれども、ご意見、ご質問等、ございますか。

その前に、13の分野については、ここでちょうど出てきましたので。お配りしたものは、見ていただければと思います。多すぎるかな。

まあ、ちょっと観光に関しまして、ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。はい。では、お願いします。

木下委員

観光のところで、北村さんがすでに言われたことなので、ちょっとそこに追加して、この時点で言いたいと思います。168ページ、「来て楽しめる仕組づくり」というところで、①のポツ2つ目。いつもこういうことで話が出てくるのは、徒歩ということですが、歩いて観光地というかね。たとえば北畠周辺とか、一身田の寺町だとかですね、布引の山のところを見るとかいったときに、歩くのはしれているわけですね。

そこで、そこまでは、たとえば美杉に車でいったとしても、その周りを自転車で回ると、かなり広範囲に見るということも、これは可能なわけですね。それから、いろんなことで、今、これを手元にいただいたのですが。すごく、よく言われることですが、「津市は宣伝が下手だ」とよく言われますけど。なぎさまちについても、やっぱり「どこへ行ったらいいのかなあ」とかですね。

そういったときに、私もそうですが、長野県ですとか、奈良県ですとかいったときには、やはり観光をめぐるとか、そこにある何かこういったパンフレットを持ちながら、自転車を利用するんですね。そうすると、割と広範囲に広く見ることができますので、このところに「徒歩により」とありますけれど、やはりこういったところにも、サイクリング、自転車というものを、やはり環境にもやさしいですし、そういったところを加筆していただければと思います。

武田会長

ありがとうございます。はい。それではまた。

北村委員

すいません。それに付け加えましてですね、自転車を利用しようと思うと、やはりサイクリングロードの整備というのが不可欠となってきますので、ぜひとも、そのあたり、ご検討をいただけたらなと思います。

それから、先ほど一点、言い忘れましたが、他の地域から津駅に降り立ったときに、それがきちっとガイドの方もわかるように。それから、車で来た方にもわかるようにですね。観光地なり、そういういろんな資源について、ちゃんとした道路標識ですね、それを、ぜひともつくっていただきたいなと思います。

武田会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。
はい、どうぞ。

濱野委員

これには書いてあるでよろしいですけど、まず、167ページの津の海ですけれど。大阪や京都の人と、津の思い出で、津で何が、観光であるかという、それは高虎とか、そんなん言ってもらいたいけど。皆さん、言うのは「津の海」と言われますね。やはり「津の海はよかった」と言われる方が多いです。それは、私たちはあまり身近すぎて気が付きませんけれど、本当に海は遠浅で本当にいいと思います。

私ども、たとえば白塚に行きましたけど、大変人気がありますし。去年でしたか、おとしでしたか、何年ぶりか、何十年ぶりかに、復活しました、あの地曳網はすごかったですね、やっぱり。本当に海はこれからもっと、そうお金もかからなくて観光に生かせると思いますので。それで、香良洲の人はおるし、白塚の人もおるもんで、地曳網も苦労しないと思いますもんで、もっと海を活かしてほしいと思います。

それから、もう一つです。171ページに競艇場の利用とありましたけれど、競艇の休みの時の利用を、これは本当に。なぜかといいますと、メッセがこれは工事に入りますので、メッセの大きなイベントはどこへ持っていくかというたら競艇場しかないような気がしますので、それを含めて、利用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

武田会長

ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。
全体、活力のあるまちづくり、全体を通してでも結構ですので、何か、ご意見ありましたら、よろしくお願ひします。
事務局、何かございますか。

事務局

すいません。13品目、このようなパンフレットを作成しまして、引き続き、これを有効活用して、13品目が私どもも、私もそうですけれども、すらすらと言えらるるよう。またそこへアピールできるようにしていかならんとお願ひしていますので、よろしくお願ひします。
それと、獣害対策で11月にはドロップネットの刀で、そのような状況なんですけれども。今、ドロップネットに餌付けをしておる状態だそうです。まだ、餌付けをしたうえで、ドロップネットを落とすんですかね。状況なので、ちょっとまだ捕獲数という事実までは至っていないということでございますので、ご報告させていただきます。
以上でございます。

武田会長

ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。
もし、ご意見ございませんようでしたら、本日、計画案にかかわります審議はここまでとさせていただきますと思ひます。どうもありがとうございます。
それで、次回なんですけれど、今回は、この続きの「参加と協働のまちづくり」ですね。この次に、重点プログラムがありますので、これについての審議を予定しておりますので、申し訳ないですけど事前に計画案をご一読いただいて、活発なご審議をいただければ非常にありがたいと思ひますので、よろしくお願ひします。
それと、今回も同じなんですけど。今回の審議につきましても、前と同じように意見票を用意させていただきます。この計画案に、ご意見とかご質問等を、あとでお気づきになったところがございますら意見票にご記入いただきまして、それで、ご提出いただきたいと思ひます。
それでは、12月4日までにお願ひしますということらしいので、どうかそのようにお願ひします。何でも結構です。ご意見をお寄せいただければ、ありがたいと思ひます。
それでは、その他の事項ということで、事務局のほうからございますか。

政策課長

はい、すいません。本日はありがとうございました。次回の会議の開催についてでございますが、12月26日午後1時半から、開催をさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
今、ちょっと会議室をこちらで予定をしようとしたんですけど、選挙の関係で、ここの部屋が選挙の部屋になるので、改めて場所につきましてはご連絡させていただきますので、申し訳ございません。日にちだけ、ご予約のほう、まず入れていただきますよう、よろしくお願ひいたします。
それから、今、会長のほうからもお話がございました、意見票につきましては、2週間後の12月4日火曜日までに、もし、ございましたら、私ども事務局のほうへいただけたらと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それから、議事録の確認についてでございますが、今、総合計画審議会の第5回の分の議事録が、お手元に配布させていただいておりますので、何か内容確認いただいて、お気づきの点、修正点ございましたら、11月27日火曜日までに事務局のほうへご連絡をいただけたらと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

武田会長

何か、ご質問等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑等、ございませんようですので、本日の会はこれで終わりたいと思います。

最後に青木副市長、ごあいさつをいただきたいと思います。

青木副市長

どうも、皆様、長時間にわたりまして審議いただきまして、ありがとうございます。今日、またいただきました貴重なご意見につきましては、また反映させていただきたいと思います。また、パブリックコメントも始まっておりますので、よりよい計画にしていきたいと思っておりますので、これからも皆様、よろしくお願いいたします。

本当に、今日は長時間、ありがとうございます。

武田会長

では、これで会議を終了させていただきます。どうも、ありがとうございます。